資料５

工業用水のご利用にあたって

１．工業用水の水質について

大阪広域水道企業団が供給する工業用水の水質基準については、濁度 30 度以下、pH 値 6.0 以上 8.3 以下と条例で規定しておりますが、家庭で使われる水道水とは異なり、ろ過処理や塩素処理を行っていないため、河川原水に由来する一定の濁度成分を含んでおります。

通常の配水運用においては、日頃から良質で安定した工業用水の供給に努めておりますが、河川原水の極端な水質変化や予期せぬ配水管内の流速変動などによって、通常より濁った工業用水を配水してしまう場合があります。

これらの点についてご理解を頂きますよう、よろしくお願いいたします。

２．一定受水のお願いについて

工業用水の受水量を急激に変動させると、管内に堆積する濁度成分が巻き上げられ、供給水に濁りが発生する場合があります。また、配水管内の圧力に変動が生じ、他の受水事業所様の受水不良の原因ともなります。

濁りが発生すると、同じ系統の配水管から受水する他の受水事業所様にも影響を及ぼしかねません。今後とも、一定受水にご協力を頂くとともに、大幅な受水量の変更や受水再開時のバルブ操作は、濁りの状況を確認しながら徐々に調整していただきますよう、よろしくお願いいたします。

３．受水施設の清掃について

工業用水の受水施設にストレーナやフィルターが設置されている場合、供給水中の濁度成分等により目詰まりが発生し、受水不良が生じるおそれがあります。

また、受水槽を長期にわたって使用されている場合、底面等に沈でんした濁度成分が濁りの原因となる場合もありますので、定期的な点検や清掃の実施をお願いいたします。

あわせて、点検・清掃後の復旧作業についても、急激な受水量の変動は控えていただくよう、ご配慮のほどよろしくお願いいたします。

４．工業用水配管と水道管（給水装置）の直接連結の禁止について（クロスコネクション）

クロスコネクションとは、水道管（給水装置）とその他の目的の管（工業用水や井戸水）が直接連結されていることを言い、水道管とその他の目的の管が接続されていると、バルブの故障や操作不良等により工業用水等が水道本管へ逆流することがあります。

工業用水が逆流した場合、周辺のご家庭では飲用に適さない（消毒されていない）水の混入により、健康被害が生じるおそれがあります。

水道水の安全性を確保する公衆衛生上の観点から、クロスコネクションは水道法により固く「禁止」されております。